

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町教育委員会

## 公表日

令和7年12月26日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	・子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 ①教育・保育給付認定、施設等利用給付及び実費徴収に係る補足給付に係る申請者及び世帯状況の確認事務 ②保育所等利用者の管理事務 ③保育料等算定・収納・滞納整理事務 ④施設等利用給付等その他公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表(第9条関係)127の項  番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第68条第1項～第7項  子ども・子育て支援法 第16条、第20条第1項、第20条第4項、第20条第5項、第22条、第23条第1項、第23条第2項、第23条第3項、第23条第4項、第23条第5項、第24条第1項、第24条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表116の項  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
静岡県駿東郡長泉町長(補助執行により教育委員会が事務実施)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町こども未来課こども保育チーム 055-989-5528 kodomo@town.nagaizumi.lg.jp

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先  
〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828  
長泉町こども未来課こども保育チーム  
055-989-5528  
kodomo@town.nagaizumi.lg.jp

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。また特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請書からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</p> <p>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</p>

9. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>		
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>	
判断の根拠	<p>特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。</li> <li>・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。</li> <li>・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価実施機関名	静岡県駿東郡長泉町長	静岡県駿東郡長泉町教育委員会	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署①部署	教育委員会こども育成課	教育委員会こども未来課	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	近藤 正直	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	こども未来課長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 —目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 —不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 8. 監査	新設	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町こども未来課こども保育チーム 055-989-5528 kodomo@town.nagaizumi.lg.jp	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 8特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町こども未来課こども保育チーム 055-989-5528 kodomo@town.nagaizumi.lg.jp	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給について、学齢前児童に対する施設型給付費等の支給認定、施設・事業所の利用、保育料などの情報管理や支弁台帳などの統計帳票の出力を行う。また、施設・事業所からの請求情報の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理(子ども・子育て支援法第20条第1項)</p> <p>②子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第20条第1項)</p> <p>③子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答(子ども・子育て支援法第20条第4項、第5項)</p> <p>④子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理(子ども・子育て支援法第22条)</p> <p>⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理(子ども・子育て支援法第23条第1項)</p> <p>⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第23条第1項)</p> <p>⑦子どものための教育・保育給付に係る支給</p>	<p>・子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。</p> <p>①教育・保育給付認定、施設等利用給付及び実費徴収に係る補足給付に係る申請者及び世帯状況の確認事務</p> <p>②保育所等利用者の管理事務</p> <p>③保育料等算定・収納・滞納整理事務</p> <p>④施設等利用給付等その他公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務</p>	事後	
令和5年1月27日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)子ども子育て支援システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー	(1)子ども子育て支援システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)サービス検索・電子申請機能	事後	

